

北部市民センター基本使用料

◎貸室の使用料

室名		時間貸し使用料（1時間につき）			通し貸し使用料			
		9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
会議室		円 680	円 700	円 1,050	円 4,820	円 7,010	円 9,040	
生活改善研修室		210	220	380	1,520	2,410	3,040	
研修室		460	440	680	3,170	4,480	5,870	
調理実習室		340	290	460	2,150	3,000	4,010	
多目的ホール	貸切使用	スポーツに使用する場合	540	580	850	3,930	5,670	7,310
		スポーツ以外に使用する場合	1,400	1,400	2,070	9,770	13,870	18,050
	個人使用（1人につき）	小学生	20					
		中学生	40					
		高校生	70					
一般（大学生を含む。）	100							

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。
- 3 2以上の時間区分にわたって使用(北部地区農村環境改善センターの使用を除く。)する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 5 北部地区農村環境改善センターの会議室又は研修室を仕切って1室のみを使用する場合の使用料は、当該使用料の5割の額とする。